

令和2年度 埼玉県化学物質対策専門委員会の概要

【開催日時】

令和2年9月3日（木） 午後2時から4時

【開催場所】

埼玉会館7階 7A会議室

【出席委員】

（敬称略：50音順）

王 瑞生	労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 有害性評価研究部 部長
小川 康恭	元・独立行政法人労働安全総合研究所 理事長
塩崎 卓哉	一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局環境事業第二部参事
四ノ宮美保	公立大学法人埼玉県立大学 准教授
関口 和彦	国立大学法人埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授
竹内 浩士	一般社団法人産業環境管理協会 執行理事
長谷川紀子	元・東京工業大学 教授

【議 事】

1 埼玉県環境部大気環境課長あいさつ

2 委員紹介

3 委員長選出

事務局から小川委員を推薦。出席委員全員の承諾を得る。
議事進行を小川委員長に依頼。

4 議題

検討事項1件・・・(1)、報告事項2件・・・(2)及び(3)

(1) 埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の見直し（案）について

(小川委員長)

埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の見直し（案）について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)【資料3について説明】

埼玉県生活環境保全条例(以下「条例」という。)に基づく特定化学物質の見直しについて概要を説明する。

趣旨のとおり国のP R T R法の対象物質見直しに合わせ、条例に規定する特定化学物質のうち独自に定めた物質を見直す。

対象物質の選定に当たっては、従来の文献調査等により選定する方法から、追加・削除基準を定め、その基準に従って選定する方法に改めたい。については基準について御意見を伺いたい。

次に、基準に則り選定した結果、追加候補物質(案)、削除候補物質(案)、見直し後の県の独自物質(案)を事務局で整理した。これらの整理方法についても御意見を伺いたい。

(小川委員長)

只今の説明に対して、意見質問はあるか?

(委員からの質疑はなし)

(小川委員長)

引き続き、資料4、資料5、資料6について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)【資料4～6について説明】

条例では、P R T R法で選定された562物質に、県独自の44物質を加えた606物質を特定化学物質として選定している。この44物質の見直しが今回の検討事項である。

これまで独自物質の見直しに当たっては、文献調査などを行い選定してきた。今回からは、前回の専門委員会の御意見を受け、追加・削除の基準を定める方向で検討を進めた。

県の独自物質の追加基準・削除基準(案)を事務局で整理した。この基準は、条例の様々な規制の対象となる物質(以下「規制対象物質」という。)に、県独自の視点から事件・事故に関連する物質を加えた物質群を母集団とする。そこから報告不要となった物質や規制対象から除外された物質などを削除し、残ったものを県の独自物質とするものである。

今後は、基準により独自物質を定めるので、独自の文献調査などは実施しないこととする。

本基準については、以前、各委員に個別に示し、了承は得ているが、改めて意見等があれば伺いたい。

(小川委員長)

只今の説明について、意見質問はあるか。

(王委員)

資料5の見直しの方針にある追加基準について、⑤と⑥は違う物質なのか?違いは何か?

(事務局)

⑤は、事故時に報告等を求めることが条例で規定されている物質である。⑥は、条例で事故時の措置を規定している物質以外で事故等が起こった際に、事故等の原因物質などを独自物質として追加することができるようにするための項目である。

(王委員)

資料5の削除候補物質(案)の⑫のアンモニウム化合物は、有機と無機のどちらも含まれているのか？

(事務局)

含まれている。なお、削除候補物質(案)の各物質については、この後説明する。

(関口委員)

条例の規制対象物質をピックアップして独自物質として選定する方法では、これまでのような文献調査による物質選定は行わなくても大丈夫だということを県民に説明する必要がある。何か根拠があればスムーズに変更できると思う。

(事務局)

P R T R法の物質選定については、国の審議会では有害性などが審議、判断された上で対象物質として選定されている。また、P R T R法の対象物質は、全て条例の対象物質になっていることから、国の方で専門家が判断した物質は条例でくまなく確認できていると判断すると整理させていただきたい。

加えて、条例の規制対象物質を、別途、県独自で選定するかしないか判断する。

(関口委員)

過去の県独自の文献調査で、埼玉県内で特殊な物質を扱っているために独自の対象となった物質はあるか？

(事務局)

過去の資料を見る限りは見当たらない。他法令の対象物質等から発がん性があるかどうかなどを調査しており、特異的な物質を扱っている等の情報から選定したとの記録は見当たらなかった。

(関口委員)

そこが聞きたかった。それが確認されていればいいと思う。

(塩崎委員)

資料5、見直しの方針の追加基準⑥について、事故があった際には対象物質の追加は緊急

性を要するものとする。見直しの期間がどの程度になるのかは分からないが、すぐに物質の追加はできるのか？ すぐに追加できるような仕組みを入れるべきではないか。

(事務局)

見直しのスパンについては、国の見直しに併せて10年に1回選定するのではなく、例えば、事故があった場合は速やかに選定すべきという理解でよいか。

(塩崎委員)

そのとおり。事故が起きたら速やかに対応すべきである。

(事務局)

⑥を入れた経緯である平成24年に発生したヘキサメチレンテトラミンの事故の時には、夏前に事故が発生したが、原因物質のヘキサメチレンテトラミンは既にP R T R法の対象物質になっていた。ただし、ヘキサメチレンテトラミンと類似する、塩素を添加してホルムアルデヒドが発生する物質についての知見がなかったため、厚生労働省が精査した。関連物質が特定され、国から通知された後、速やかに見直しに取り掛かり物質を追加した。

これまでと同じ流れで速やかに対応するという事で変わらないと考えている。この前提で進めるのであれば、あえてここに文言を入れる必要はないとも考えられるが。

(塩崎委員)

臨機応変に対応できる仕組みがあった方がいい。⑥を見ただけではわからない。ただ、この仕組みを⑥に入れる必要はないかもしれないが。

(事務局)

見直しの時期やタイミングについては検討することとし、どのようにするか整理したい。できる限り速やかに実施できるような手順について準備すると記録させていただく。

(小川委員長)

関口委員と塩崎委員からは、そのようなことはほとんどないだろうが、もし国の選定で漏れていて埼玉県が気づいた場合の対処方法がこれでは読めないため、あいまいにしておくことで、入れうる余地を残したほうがよいのではないかと、という御指摘だと思う。その点についての検討はいかがか。

(事務局)

ここで読み込めない部分についての事象が発生したらどう対応するかについては、課題として整理していきたい。

どのようにするかについては、場合により、今後、報告あるいは議論いただきたいと思う。

(王委員)

資料5の見直し方針の追加基準⑥に記載がある「関連物質」とは、どういうものを想定しているのか？

(事務局)

事故等の原因物質ではないが、関係して同様の作用がある物質を含めるということである。

(塩崎委員)

ホルムアルデヒドはヘキサメチレンテトラミンの事故の時に指定されたのか。

(事務局)

ホルムアルデヒドは元々指定されている。

(塩崎委員)

事故があり、何かしらの障害が発生した場合、測定してみたら原因物質が分かった。しかし、その原因物質が漏洩したと言えないような場合、更にその原因物質は何か遡及して適用していく、事象を網羅して適応できるようにしていくとの理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(小川委員長)

基準の詳細に関しては、検討の余地があるとの意見もあったが、まずは現状のこの基準に基づいて県として見直し後の独自物質(案)を作成している。この基準で話を進めてよいか。

(各委員からの異議はなし)

(小川委員長)

では、そのとおりとする。

続いて資料5の後半及び資料7から10について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)【資料5、7～10について説明】

資料7のとおり、追加・削除基準に基づき、条例の規制対象物質を母集団として選定し、そこからP R T R法に選定されたもの、過去にP R T R法や条例での選定の際に選定が適当でないとされた除外理由のあるものを削除し整理した。

その結果、独自物質に新たに追加する候補物質(案)はなし、母集団には入ったが独自物質から除外する理由があったため削除する候補物質(案)は16物質、見直し後の県の独自物質(案)は14物質となった。

削除候補物質（案）の除外理由については、資料10のとおり国の審議会などでの発言議事録等を根拠としている。

なお資料9のとおり、現在の独自物質44物質について、見直し後も独自物質に残るものが14物質、新たにPRTTR法の対象物質となるものが9物質、残りの21物質が独自物質から外れるものになる。

今後のスケジュールとしては、埼玉県としても国のPRTTR法施行令の改正に合わせ進めていきたいと考えている。この専門委員会後、見直し案を固め、10月中旬から県民コメントを実施し、来年1月には改正施行規則を公布したいと考えている。なお、施行は令和4年4月、新物質の報告は令和5年4月と、国のPRTTR法の動きに合わせていく。

物質の見直しについて審議をお願いしたい。

（小川委員長）

まずは、68物質が母集団としてあり、その中から削除を検討した結果、最終的には削除候補物質（案）が16物質となった。この点について何か意見があったらお願いしたい。

（関口委員）

削除候補物質（案）について、他法令での規制があることや使用禁止になっていることで除外することは十分根拠になるので問題ない。議論になるとしたら、毒性が低いものでも埼玉県内特有の使用環境によって暴露量が変わってきたりするなど、要は県独自で評価しなければならない物質があるかどうか。現在はそのような物質がなくても、今後新たに工場が設置されるなどして出てきた場合、県独自物質に速やかに登録できるようなシステムがあった方がよい。

（王委員）

資料10に有機砒素化合物は毒性が弱いと記載されているが明確でない。どの程度弱いのかなど明記した方がいいのではないかな？

（事務局）

資料10については、当時の国の議事録を原文のまま転写しているものであり、県の見解は入っていない。議事録で確認された表現はこのとおりであり、加えて毒性の評価がなされたうえで国の方で削除されたものと考えられる。確かに表現が明確ではないが、県としては、特段これ以上に考えを追加せず、議事録が全てであると判断している。

（塩崎委員）

資料10は県民コメントに出すのか？

（事務局）

県民コメントには出さないが、専門委員会の資料としては公開する予定である。

(塩崎委員)

議事録の内容を見ると、科学的根拠に基づいた意見もあれば、先程の砒素の話のように非常に漠然としたものもあるので、内容をまとめ直したほうが良いのではないかと？

県民の皆さんが正確に理解してくれればよいが、意図しない方向に誤って理解される危険性もある。様々な解釈の可能性があるので、前後の文章から、委員が何を意図して発言しているか確認したほうがよい。特に砒素の話だけ表現が浮いている感じがする。

(事務局)

資料10は、あくまでも議事録のとおりである。なお、議事録を確認すると、この発言の前段で化合物というのは有機、無機両方含むのかといった議論がなされており、その流れで砒素及びその化合物についてコメントされたものである。化合物のうち、有機化合物と無機化合物の毒性の違いについて精査し議論をした結果、「砒素およびその無機化合物」がP R T R法の対象物質に残った。このことから、有機砒素化合物は削除されたと判断した。

(塩崎委員)

今説明のあった前後の文章を載せるだけでも随分流れがわかり、理解しやすいと思う。

(四ノ宮委員)

資料9で、条例の規制対象物質ではないために独自物質から外れる物質のうち、メチルエチルケトンやシクロヘキサノンなどは報告数が多い物質であるが、報告が多いにもかかわらず除外する合理的な理由はあるのか？

(事務局)

条例の中の規制の一つに炭化水素類の規制がある。これは、事業所の使用量と大気への排出量を把握し、その排出割合について一定の規制がかかるものである。特定の物質ではないがVOC全般に対しては事業所で使用量を把握する仕組みがあるので、追加削除の基準のとおり除外すると整理した。

(塩崎委員)

大気汚染防止法でVOCの排出規制はあるが、規模の大きいところが対象であり中小企業は外れてしまう。VOCの規制を徹底的にするのであれば、除外しないほうがいいのではないかと？あるいは、大気汚染防止法等である程度大きなところは規制がかかっているのでよい、と判断されるのか？

(事務局)

大気汚染防止法のVOC規制に加え、埼玉県では条例で炭化水素類の規制がある。この規制には事業者が使用量を把握する仕組みがあるので、独自物質から除外しても制度としては類似のものがあり、そちらで代替できると考えている。

(竹内委員)

シクロヘキサノンやメチルエチルケトンなどは現在の独自物質から削除されるが、資料5の削除候補物質(案)に入っていないのはなぜか?

(事務局)

これらの物質は、条例の規制対象物質には該当しておらず、そもそも母集団に入らない。そのため削除候補物質(案)にも入らない。

(長谷川委員)

大気汚染防止法やP R T R法、水質汚濁防止法などにより県が吸い上げている情報について、縦割りではしっかり対策しているようだが、各々の集積したデータの管理や横との連携はどのように行っているのか?横のつながりが必要なのではないか。

(事務局)

担当毎に業務を行っており、なかなか横につながらないところはある。事故時の対応に活用するため条例の特定化学物質取扱量のデータを他部署へ提供することはあるが、他部署のデータを定期的にもらうことはない。必要な際に情報交換をしている。データを活用しきれていないのはそのとおりである。

なお、現場で指導を行っている地域機関は、大気も水質も炭化水素類も取扱量も、みな同じ担当が事務を行っているため、実態として情報は共有されている。しかし、統括する本庁の部署が縦割りになっているので、共有できるような形が今後必要であると感じている。

(小川委員長)

今後の課題は残っているが、現在提示された物質は追加・削除基準に基づいて整理された。事務局から示された追加候補物質(案)、削除候補物質(案)及び見直し後の独自物質(案)14物質について、委員会として承認することでよいか?

(各委員からの異議はなし)

(小川委員長)

では、見直し後の独自物質(案)などについて、本委員会で承認することとする。

それでは、検討事項の埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の見直し(案)についてはこれで終了する。

(2) 平成30年度の化学物質排出量、取扱量の集計結果について

(3)「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」の実施状況に関するアンケート調査の結果について

(小川委員長)

それでは、引き続き、報告事項について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)【資料11～資料13について資料に沿って説明】

平成30年度の埼玉県のPRTTR法で定める指定化学物質の届出排出量は6,697トンで、前の年度である平成29年度と比較して約3%減少した。埼玉県の届出排出量は全国で第4位である。

排出先別では大気への排出が6,481トンで全体の97%を占める。物質別では、排出量の上位物質は「トルエン」「キシレン」「ノルマルヘキサン」の順で例年と同様であった。

平成30年度の条例で定める特定化学物質の取扱量については、693,771トンで平成29年度と比較して10.2%減少した。これは、平成29年度まで鉛化合物の取扱量が多かった1事業所において本来は鉛の取扱量として報告するべきであったことが判明し、平成30年度の鉛化合物の取扱量が大幅に減少したことが理由である。これに伴い、取扱量の内訳で製造量の値も大幅に減少した。取扱量の上位3物質は「トルエン」「キシレン」「ノルマルヘキサン」で届出排出量の上位物質と同様である。

「埼玉県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」は、化学物質の人体への影響の可能性や、自然環境への負荷を極力抑え、化学物質による環境リスクの低減を図ることを目的として策定された。

この取組方針は、県有施設および県施設周辺・公園・県道沿いなどの植栽で県が管理する樹木が対象である。

この取組方針にならって県有施設・樹木の消毒が実施されているか3年ごとにアンケート調査を行っており、昨年度にアンケートを実施した。

病害虫が確認されたときは、粘着シートの使用や剪定といった物理的防除で対応している県有施設及び樹木の割合が高く、方針に則って対応しているところが多かった。農薬・薬剤使用時に講じている安全対策については樹木の消毒の際に、農薬・薬剤散布を事前周知している使用者の割合が小さくなっていた。

事前周知の不足は、不慮の事故をもたらす原因となる可能性があることから、この割合を増やすことが課題であると認識し、施設の管理者に対して事前周知の重要性を改めて周知した。

(小川委員長)

何か意見はあるか？

(塩崎委員)

資料13を含め全体的にSPEED'98を参考にしているようだが、現在はEXTEND2016に替わ

っている。SPEED'98 から EXTEND2016 に変更していかないのか？とても古い印象を受ける。

(事務局)

資料13の取組方針について今後どうしていくか課題であると考えている。場合により、委員の皆様にも御意見を頂戴するかもしれない。また、県の研究機関とも相談しながら今の時代に合ったものに見直していきたい。

(塩崎委員)

SPEED'98は物質名が示されていて、非常に使いやすいものである。しかしEXTEND2016になると、何が問題なのかよく分からないが、とにかくしらみつぶしにいろいろなことをやってみましょうとの考え方であり、どのように活用するか非常に難しい。SPEED'98もよいのだが、EXTEND2016の理念が入っていると見せた方がいいと考える。

前半の検討事項の資料にもSPEED'98と記載があったので、そちらも気になっていた。

(事務局)

この取組方針は、確かに物質については古いところもあるが、薬剤をただ撒くのではなくほかの方法で対処するという考え方は、今後もしっかりやっていくべきであると考えている。

EXTEND2016の理念を入れた方が良いという意見を参考にしながら、取組方針をどうすべきか、時間をかけて考えていく。

前半の検討事項の資料5は、過去の物質選定でSPEED'98を参考にしていたことを表現しているものであり、今回の物質見直しにおいてはSPEED'98の物質から選定しているものではないので、こちらは整理されている。

(関口委員)

資料12の中で、鉛化合物に関する報告に誤りがあり事業者が訂正したとの説明があった。それは直近の年だけ変更したのか？それとも過去に遡って変更したのか？また、取り決めはあるのか？

(事務局)

過去5年分を遡って変更届を提出するよう指導中である。この方法は、県の事務処理要領に沿った対応である。なお、国のPRTR法も同様な扱いになっており、法律に合わせた対応としている。

(塩崎委員)

資料12で、トルエンの取扱量について記載がある。例えば、印刷業界ではVOCの排出削減対策に取り組んでいる。取扱量の減少以上に環境への排出量が減っているなどの対策効果は出ているのか？

データをこれだけ集計しているのであれば、オゾン対策のモデルシミュレーションにかけ

るとか、かなり活用できるデータになっているので、ぜひ活用すべきだと思います。

そうすると、自動車のNO_xが減りすぎたためオゾンが減らないというようなこと、埼玉県は東西に広く郊外のオゾン濃度が上昇していること、特有の地形や都市部が東と西に二分している影響の解析などに非常に良いデータとなっていると思うので、活用されてはいかがかと思った。

(事務局)

集計するだけでなく、活用してもらえるように関係する担当に提供していきたい。

(王委員)

資料13のアンケート結果からどんな課題が見えるのか。また、その課題への対応はどのように考えるのか？

(事務局)

課題としては、資料13の6ページに記載のある、薬剤使用時の安全確保対策において事前周知の割合が低い、というところである。このため、アンケートを各機関にフィードバックする際に、国が策定しているマニュアル等も併せて送付し、薬剤使用時には周辺の方々に対して事前周知を行うよう、関係機関に周知を図った。

(王委員)

県有施設で殺虫剤がどの程度散布されたか、また、埼玉県全体ではどの程度散布されているかなど使用量のバックグラウンドデータはあるのか。

県有施設で使用されている量が、県全体のどのくらいの量を占めるのかによって、意味が変わってくるのではないかと思います。

(事務局)

この方針は、まずは県有施設で取り組もうという趣旨で策定されており、対象は県の施設に限られる。

本アンケートでは、量については調査していない。また、県全体のバックグラウンドデータは持ち合わせていない。

(長谷川委員)

国の法律と県の条例の取組によって良い効果を生むように情報公開とともに、情報を横に共有していくことが非常に重要なのではないかと考える。是非、今後とも頑張ってください。

(竹内委員)

物質の見直しにより報告対象物質が減少すると、事業者によっては報告の必要がなくなる

ところもあるかと思う。規制緩和の流れにも合うのでよいと感じた。

(四ノ宮委員)

県民の方々が疑問に感じないように、不安にならないように対応してもらいたい。

(関口委員)

物質の追加・削除のルールが決まれば、それに合わせて対応していく方法でよいと思う。ただし、ルールに合わない例外的な事項が出てきたら、速やかに対処できるようにしていただきたい。

(小川委員長)

各委員からいろいろな意見が出たが、これらの意見を今後の県の化学物質行政の参考にさせていただきたい。本日は、基本的に県の原案は了承された。

なお、今後どのように運用するかについて、あるいは公開する資料の課題については検討していただきたい。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。

(事務局)

小川委員長ありがとうございました。

本日御承認いただいた案を基に条例の規則改正を進めさせていただく。

物質の追加・削除に関しては、例外的な事項が発生した場合、県で特異的に何か発生した場合の速やかな対応について、この基準だけでは読めないとの意見をいただいたので、どのように対応するか今後改めて検討させていただきたい。

資料10、特に有機砒素化合物の部分をどのように公表するかについては(案)を作成し、場合により、委員からメールで御意見を頂戴できればと思う。

データの共有については、重要なことなので、どのように活用できるかを検討したい。

県民の疑問や不安に対しては、県民コメントで意見が寄せられれば、丁寧に対応していきたい。

これらを踏まえ、今後の化学物質の管理行政について進めさせていただく。

以上を持ちまして、令和2年度埼玉県化学物質対策専門委員会を閉会させていただく。

以上